

■ 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）ご案内

～預かり保育について～

こども園（短児部）では、通常の保育時間を超えて保育を必要とする場合に、在園児を対象に「預かり保育」を実施しています。保護者の就労などや急な用事の場合に利用できます。

幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性の基準を満たす方が預かり保育を利用した場合は「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けることで、預かり保育料が無償となります。

1 幼児教育・保育の無償化の対象

【対象者】以下のいずれも満たす方が対象です。

- ① 1号認定を受け、こども園に在園している、3歳児（3歳の誕生日後の4月1日）から5歳児（小学校就学前）
- ② 保護者の就労などにより保育が必要な児童

【保育の必要性の基準】

保護者の状況	利用期間
月 64 時間以上の就労	就労が続いている期間
妊娠中または出産後間がないこと	産前産後計 5 か月間
病気や怪我のため、又は精神や身体に障害があること	事由が解消した月の末日まで
同居親族を常時介護又は看護していること	介護・看護が継続している期間
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧に従事している期間
求職活動を行っていること	3 か月以内
学校等に在学又は職業訓練校などに月 64 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や DV 被害によるおそれがあるとき	必要と認められる期間

2 支給限度額

給付額は、1日あたり 450 円、月額では 11,300 円が上限となります。ただし、預かり保育の保育料が上限額を下回る場合は、保育料が支給限度額となります。

なお、長期休業中利用時の給食費はこれまでどおり保護者の負担になります。

3 保育の必要性の認定申請

預かり保育を利用する場合で「子どものための施設等利用給付」を受けるためにはあらかじめ認定申請の手続きが必要です。

◆提出先 山武市役所子育て支援課

◆提出期限 利用希望前月 10 日まで（制度開始時と年度当初 4 月は別途設定）

◆提出書類

・ 預かり保育を利用するすべての方が必要な書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

②保育が必要であることを証明する書類（下の表のとおり）

※保護者及び 18 歳以上 65 歳未満の同居されている方全員分必要です。

・その他該当する方のみ必要な書類

平成 31 年 1 月 1 日に山武市に住所がなかった方は下記の書類のいずれか 1 点（コピー可）が必要です。

①会社員など、給与から市民税・県民税が天引きされている方

「平成 31 年度（令和元年度）給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」

②自営業等、市町村が発行する納税通知書で市民税・県民税を納めている方

「平成 31 年度（令和元年度）市民税・県民税納税通知書の税額等の明細がわかるページ」

③ ①②がない方

平成 31 年 1 月 1 日現在で住民登録していた市町村が発行する「平成 31 年度（令和元年度）課税（非課税）証明書（所得控除額が記載されているもの）」

【保育が必要であることを証明する書類】

保護者の状況	証明書・申立書・添付書類等	
給与所得の方	就労（内定）証明書	
自営業の方	自営業等就労状況申立書	事業の確定申告書控え（税務署收受印あり）/個人事業の開業届/営業許可証/法人登記簿/事業内容の分かるもの又は取引明細書
妊娠中・出産後の方	母子健康手帳の保護者氏名欄と出産予定日がわかるページの写し	
病気または怪我をしている方	主治医の意見書（①保護者等疾病）	山武市の様式と同様の記載がある医師の診断書であれば可
障害者手帳等の所持者	身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳	
同居する親族を介護・看護している方	主治医の意見書（②保護者等介護看護付添）/介護認定証/身体障害者手帳/精神障害保健福祉手帳/療育手帳	
災害等の復旧にあたっている方	罹災証明書/被災証明書	
求職活動に専念している方 起業準備をしている方	求職活動申立書	ハローワーク登録証（ハローワークに通っている場合には添付）
学校で修学している方 職業訓練校に在籍している方	①在学、在校証明書 ②カリキュラム、時間割表等、授業時間が確認できるもの	
児童虐待又はDV被害の理由により必要と認められる場合	保育理由申立書	
その他市長が特に保育が必要な状態であると認める場合	保育理由申立書	

認定申請をしていただきましたら、市で審査をし、保育の必要性の要件を満たす場合は、市から保護者様宛てに認定通知書を送付します。

【問い合わせ先】

山武市子育て支援課幼保こども園係
〒289-1392 山武市殿台 296 番地
☎ 0475 - 80 - 2632